

記 録

令和 7 年 7 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 7 年 7 月 2 8 日（月）

記 録

令和7年7月農業委員会定例総会議事録

令和7年7月農業委員会定例総会を令和7年7月28日（月）午後3時00分から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股 野 満 男	2番	細 川 豪 邦
4番	前 川 ふ じ 子	5番	平 野 直 樹
6番	山 本 孝 志	7番	海 野 善 文
8番	鈴 野 浅 夫	9番	治 田 健
10番	松 木 親 則	11番	山 本 恵 子
12番	黒 木 耕 作	13番	池 田 慶 子
14番	新 名 浩		

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	岩 田 政 詞	16番	黒 木 義 行
17番	橋 口 泉	18番	菊 田 泰 徳
19番	佐 藤 力	20番	田 代 百 合 子
21番	河 野 美 紀	22番	黒 木 博
23番	海 野 茂 実	24番	伊 東 松 実
25番	溝 口 一 文	26番	黒 木 藤 市
27番	黒 木 敬 治	28番	黒 木 豊 喜
30番	児 玉 克 朗		

欠席委員（1名）

3番 甲 斐 英 教

事務局出席者

事務局 長	寺 原 君 保	事務局 長 補 佐	柏 田 高 宏
主 任 主 事	黒 木 信 介	主 事	赤 木 な な 実

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

4番 前 川 ふ じ 子

5番 平 野 直 樹

日程第2

- | | |
|--------|--|
| 議案第31号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第32号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第33号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第34号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用
集積等促進計画について |
| 議案第35号 | 非農地証明願いについて |
| 議案第36号 | 農地のあっせん申出について |
| | |
| 報告第31号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について |
| 報告第32号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について |
| 報告第33号 | 農地改良届について |
| 報告第34号 | 農地転用許可申請後の許可状況報告について |
| 報告第35号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

4 番

5 番

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただ今から、令和 7 年日向市農業委員会 7 月定例総会を開会します。
日程第 1 議事録署名委員については、4 番前川ふじ子委員、5 番平野直樹委員を指名します。よろしくお願いします。

次に、日程第 2 議案審議に入ります。最初に、議案第 3 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 3 5、土地の所在地は平岩、畑が 1 筆で 2 2 0 m²です。贈与による所有権移転で、所有権移転後は野菜を作付されると伺っています。

受付番号 3 6、土地の所在地は美々津町、田が 2 筆で 1, 8 7 4 m²です。贈与による所有権移転で、所有権移転後は米を作付されると伺っています。

受付番号 3 7、土地の所在地は東郷町山陰、田が 9 筆で 8, 4 7 7 m²、畑が 3 筆で 1, 5 2 6 m²です。譲受理由は経営移譲、譲渡理由は相手方の要望による売買での所有権移転です。所有権移転後は米や野菜を作付けされると伺っています。

全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

以上 3 件皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号 3 5 担当の 3 0 番委員から補足があれば説明をお願いします。

3 0 番委員 3 0 番委員です。この土地については、ご両親が亡くなってどうにもならないので、引き受けてほしいということで、本人さんにも確認しましたが問題ありません。

議長 次に、番号 3 6 担当の 2 1 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 1 番委員 2 1 番委員です。問題ありません。

議長 次に、番号 3 7 担当の 2 3 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 3 番委員 2 3 番委員です。経営移譲ということで、譲渡人の親が経営していたブローラーと田んぼも含めて譲り受けるということで伺っております。区長さんにも聞いたのですが、地元の班と区にも入るということで、常日頃ブローラーの管理棟におりますので田んぼの方も合間を見てするということで伺っていますので問題ないと思います。以上です。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 3 1 号については許可することに決定します。ここで休憩します。

事務局長 議案第 3 2 号の番号 8 は、委員案件となっております。1 4 番新名浩委員は、御退室をお願いします。

記 録

議長	再開します。次に、議案第３２号農地法第４条第１項の規定による許可申請についての番号８についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号８、土地の所在地は平岩、田が１筆で３２０㎡、畑が２筆で２，３４９㎡です。転用目的は植林で、議案書に追認とありますとおり既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、田は減反政策のため、畑は鳥獣害の被害が多くなり耕作が困難になったことから、農地法の申請が必要な事を知らずに申請人の父が５０年ほど前に植林してしまったとのことで、始末書が提出されています。周囲に転用により影響を与える農地はありません。既に転用済みなので新たな費用は発生しないため、一般基準を満たしており、第２種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。 以上１件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号８担当の２５番委員から補足があれば説明をお願いします。
２５番委員	２５番委員です。都合により現地調査に行けなかったのですが前日に申請人と現地の説明と打ち合わせを行いまして、なんら問題ないということを確認しましたので問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第３２号の番号８については承認することに決定します。ここで休憩します。
事務局長	１４番新名浩委員は、御入室をお願いします。
議長	再開します。次に、番号７について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号７、土地の所在地は平岩、畑が１筆で２９７㎡です。転用目的は植林で、議案書に追認とありますとおり既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、平成２９年に夫から相続しましたが、夫が相続したときには既に植林されており、おそらく夫の父が農地法の申請が必要な事を知らず植林してしまっていたとのことで始末書が提出されています。周囲に転用により影響を与える農地はありません。既に転用済みなので新たな費用は発生しないため、一般基準を満たしており、第２種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。 以上１件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号７担当の３０番委員から補足があれば説明をお願いします。
３０番委員	３０番委員です。問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第32号の番号7については承認することに決定します。次に、議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 一箇所議案書に追記をお願いします。受付番号8の転用目的に追認と追記をお願いします。受付番号8、土地の所在地は幸脇、畑が2筆で231㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は産廃施設場内です。議案書に追認とありますように、既に転用済みです。昭和61年に産業廃棄物処理場を稼働した頃から、申請地は譲受人の会社の入り口を通らないと現地に行けない場所があり、当初から荒廃化していたため、農地であることを認知していなかったとのことで、始末書も提出されています。今後も現況のまま活用するとのことで、一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。

受付番号9、土地の所在地は東郷町山陰、田が4筆で1,461㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は炭窯の建設です。申請人は現在美郷町で備長炭の製造を行っており、今回独立するにあたり炭窯の建設を行うものです。周囲は山林に囲まれており影響を及ぼす農地はありません。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、立地基準も満たしていると考えられます。

以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号8担当の27番委員から補足があれば説明をお願いします。

27番委員 27番委員です。問題ありません。

議長 次に番号9担当の20番委員から補足があれば説明をお願いします。

20番委員 20番委員です。問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第33号については承認することに決定します。次に、議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号11、12は関連があるので併せて説明させていただきます。土地の所在地は塩見、畑が5筆で4,051㎡です。新規の使用貸借権設定で、期間は令和7年9月1日から10年間です。

受付番号13、14、15も関連があるので併せて説明させていただきます。土地の所在地は塩見、畑が5筆で3,030㎡です。新規の賃貸借権設定で期間は令和7年9月1日から10年間、賃金は反当り5,000円です。

以上5件皆様のご審議をお願いします。

議長 事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

	す。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第34号については原案のとおり承認することに決定します。ここで休憩します。
事務局長	議案第35号の番号18は、委員案件となっております。14番新名浩委員は、御退室をお願いします。
議長	再開します。次に、議案第35号非農地証明願いについての番号18についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号18、土地の所在地は平岩、田が3筆で246㎡、畑が3筆で1,388㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっております。 以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号18担当の25番委員から補足があれば説明をお願いします。
25番委員	25番委員です。ここは申請人と現地説明の打ち合わせをしまして、なんら問題ないということで、問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第35号の番号18については証明書を交付することに決定します。ここで休憩します。
事務局長	14番新名浩委員は、御入室をお願いします。
議長	再開します。次に、番号16、17、19及び20について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号16、土地の所在地は塩見、畑が1筆で205㎡です。申請地は原野となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっております。 受付番号17、土地の所在地は富高、畑が2筆で742㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっております。 受付番号19、土地の所在地は日知屋、畑が2筆で680㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっております。 受付番号20、土地の所在地は美々津町、田が7筆で1,564㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっております。 以上4件、皆様のご審議をお願いします。

議長	番号１６担当の２８番委員から補足があれば説明をお願いします。
２８番委員	２８番委員です。この土地は竹林で一部雑木も生えてるような土地で再生不可能と思われます。問題ありません。
議長	次に番号１７担当の１８番委員から補足があれば説明をお願いします。
１８番委員	１８番委員です。証明の内容どおり特に問題ありません。
議長	次に番号１９担当の１６番委員から補足があれば説明をお願いします。
１６番委員	１６番委員です。２３日の日に現地確認しております。事務局の説明どおり問題ありません。
議長	次に番号２０担当の２２番委員から補足があれば説明をお願いします。
２２番委員	２２番委員です。本人の立ち合いのもと現地確認をおこなっております。結果問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)	
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第３５号の番号１６、１７、１９及び２０については証明書を交付することに決定します。最後に、議案第３６号農地のあっせん申出についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号２、土地の所在地は東郷町山陰、田が２筆で１，３９９㎡です。所有者は親から相続しましたが、遠方に住んでおり耕作できないことから売りたいとの申出がありました。 以上１件、皆様のご審議をお願いします。
議長	ここで、農地部会長から報告をお願いします。
農地部会長	はい。農地部会です。定例総会の前に農地部会を開催しました。やはりあっせん委員は地元の方がいいのではということで、２０番田代百合子委員２２番黒木博委員にお願いしたいという話になりました。以上です。
議長	事務局から説明があり、また、農地部会長から報告のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。あっせんの申出を承諾し、２０番田代百合子委員２２番黒木博委員をあっせん委員とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)	
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第３６号については、農地のあっせんに取り組むことに決定します。あっせん委員には御苦労ですが、よ

ろしくお願いします。以上をもちまして、議案の審議を終了します。続きまして、報告第31号から35号までについて、事務局長から報告をお願いします。

事務局長

最初に、報告第31号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてです。議案書34ページから36ページまでです。届出件数は1件、土地は畑1筆で面積は135㎡です。転用目的につきましては、杉の植林であります。

次に、報告第32号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書37ページから40ページまでです。

届出件数は3件、土地は田1筆、畑2筆で面積は652㎡です。転用目的につきましては、個人住宅等であります。

次に、報告第33号農地改良届についてです。議案書41ページから44ページまでです。届出件数は5件、土地は田8筆、畑5筆で面積は4,351㎡であります。

次に、報告第34号農地転用許可申請後の許可状況報告についてです。議案書45ページから46ページまでです。令和7年5月の定例総会で可決した農地法第4条申請1件及び第5条申請1件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。

最後に、報告第35号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書別紙2ページから3ページまでです。

通知件数は2件、賃貸借権の合意解約であり、土地は田2筆で面積は2,702㎡であります。

以上、報告第31号から報告第33号、及び第35号について、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。以上となります。

議長

事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、報告案件を終了します。以上をもちまして、令和7年日向市農業委員会7月定例総会を閉会します。